

電気通信工事業における主任技術者の要件及び有資格区分コードの追加について

建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第81号）が令和3年12月27日に公布及び施行され、電気通信工事業における主任技術者の要件が追加されました。

〈追加された要件〉

工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であって、その資格者証の交付を受けた後、電気通信工事に関し3年以上実務の経験を有する者。

これに伴い、経営事項審査申請説明書（令和3年8月）の56ページに記載している〈技術職員資格区分コード表〉を下表のとおり追加します。

〈技術職員資格区分コード表〉

根拠法令	コード	評価点	資格区分	必要経験年数	加点となる建設業の種類	必要な確認書類
電気通信事業法	235	1	電気担任者			
			工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し3年以上実務の経験を有する者	3年	電気通信業	工事担任者資格者証の写し（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の工事担任者資格者証又は総合通信の工事担任者資格者証に限る。）

○ 令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程（※1）を修了した者及び総務大臣の認定（※2）を受けた者に限ります。

（※1）電気通信事業法第72条第2項において準用する同法第46条第3項第2号の養成課程

（※2）電気通信事業法第72条第2項において準用する同法第46条第3項第3号の総務大臣の認定

担当
 東京都 都市整備局 市街地建築部
 建設業課 建設業指導担当
 03-5321-1111 内線 30-681, 682, 665